

議案第11号

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部改正について

次のとおり鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、
本議会の議決を求める。

平成18年6月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県公共事業評価委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

	改	正	後	改	正	前
(設置)				(設置)		
第1条 公共事業のうち、県が現に実施しているもの及び境港管理組合が現に鳥取県内で実施している <u>公共事業</u> 及び境港管理組合が現に鳥取県内で実施している <u>公共事業</u> について、その費用及び効果の客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もつて公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。	第1条 県が現に実施している <u>公共事業</u> 及び境港管理組合が現に鳥取県内で実施している <u>公共事業</u> について、その費用及び効果の客観的な評価を行うとともに、公共工事の実施方法等に関する提言を行い、もつて公共事業の効果的、効率的かつ適正な執行を図るため、鳥取県公共事業評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。					

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 実施中又は実施前の公共事業の評価に関すること。
 - (2)～(4) 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。